

日本LCA学会 会則

(名称)

第1条 本学会は、日本LCA学会（英語名称：The Institute of Life Cycle Assessment, JAPAN（略称 ILCAJ））と称する。

(目的)

第2条 本学会は、ライフサイクルアセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）及びその礎となっているライフサイクル的思考を、持続型社会の構築のための基本コンセプトであると認識し、その科学的発展及び知見の蓄積、交換とともに、その結果を用いた意思決定、あるいは成果の社会への普及方法などを含め、関連する知識体系を、様々な分野の専門家の協働によって創生するとともに、国際的な研究交流を促進し、かつ会員相互の研鑽と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本学会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する調査及び研究
- (2) LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する研究の奨励及び業績の表彰
- (3) LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する研究発表会、講演会、講習会及び現場見学会等の開催
- (4) LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する会誌及び図書の発行
- (5) LCAを中心とするライフサイクル的思考に関する内外の研究機関等との協力及び研究交流
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本学会の会員は正会員、シニア会員、学生会員及び賛助会員で構成する。正会員、シニア会員、学生会員はLCA研究に携わる個人の会員とし、賛助会員は本学会の事業を援助する法人等の会員とする。

2. 本学会への入会を希望する者は、所定の書式により理事会に申し込まなければならない。
3. 会員は毎年、所定の会費を納めなければならない。
4. 会員は本学会の刊行物の配布を受け、本学会の各種事業に参加することができる。
5. 賛助会員は刊行物の配布を受け、本学会の各種事業に参加できるとともに、講演会、研修会、研究委託、調査等を行う場合、講師幹旋、委託先の紹介、資料提供等について学会から相当の便宜の供与を受けることができる。
6. 会員が1年以上会費を滞納した場合は、原則として会員の資格を失う。
7. 本学会を退会しようとする会員は書面により理事会に届出なければならない。
8. 会員が本学会の目的に反する行為をしたとき又は本学会の名誉を傷つけた場合は、総会の議決を経て本学会から除名されることがある。

(総会)

第5条 本学会は、毎年1回、総会を開催する。

2. 理事会が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の請求があったときは、臨時の総会を開催しなければならない。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会の議決は、出席した正会員の過半数の賛否により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
5. その他総会の運営については、理事会が別に定めるところによる。

(総会の審議事項)

第6条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の制定及び改訂
- (2) 会長、副会長、理事及び監事の選任
- (3) 学会の解散又は合併
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 入会金および会費の額

(役員)

第7条 本学会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 若干名
- 理 事 40名以内
- 監 事 2名

2. 会長は、本学会を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは代理する。理事は、会務を掌握する。監事は、会計を監査する。

(役員を選出)

第8条 本学会の会長、副会長、理事及び監事は正会員による選挙で選出され、総会で承認を得る。

2. 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(理事会)

第9条 理事会は、役員をもって構成し、本学会の予算、決算、事業計画及び事業報告を審議し、総会に提案する。

2. 理事会は、本会則に定めるもののほか、会務の執行に関する事項について決定する。

(各種委員会)

第10条 本学会の運営に当たり必要な委員会を、理事会の決定により設置する。

2. 各種委員会の委員長は、会員の中より理事会が選出し、会長が委嘱する。
3. その他各種委員会の運営については、理事会が別に定めるところによる。

(研究会等)

第11条 学会は事業目的を達成するために、研究会等を置くことができる。

(評議員)

第12条 本学会に評議員を置くことができる。

2. 評議員は、50名以内とし、理事会の議決により、正会員、シニア会員及び賛助会員の中から会長が委嘱する。
3. 評議員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
4. 評議員は会長の諮問により、本学会の運営について意見を述べる。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は若干名とし、理事会の議決により、会長が委嘱する。

3. 顧問は、本学会の運営について意見を述べる。
4. 顧問の入会金、年会費は無料とし、各種案内、学会誌を贈呈する。

(会計年度)

第14条 本学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(解散)

第15条 本学会は総会の決定により解散することができる。その手続きは別に理事会が定める。

(本学会則の変更)

第16条 本学会の会則の変更は、理事会の過半数または正会員の5分の1以上の提案により総会において審議し、決定する。

(細則)

第17条 この会則の施行について必要な規程は、理事会で定める。

附則

1. 本学会は2004年10月26日をもって設立する。
2. 本学会の事務局は、会長が定める。
3. 本学会の設立当初の会長及び役員は、第8条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、これらの役員の任期は、第8条の規定にかかわらず2006年12月31日までとする。
4. 本学会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、2004年10月26日から、2005年12月31日までとする。
5. 本学会の2018年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、2018年1月1日から、2019年3月31日までとする。
6. 2019年1月1日から始まる役員および評議員の任期は、第8条2項、第12条3項の規定にかかわらず、2019年1月1日から2021年3月31日までとする。
7. 2005年(平成17年)6月22日 一部改定
8. 2008年(平成20年)2月28日 一部改定
9. 2009年(平成21年)3月5日 一部改定
10. 2010年(平成22年)3月4日 一部改定
11. 2010年(平成22年)12月15日 一部改定
12. 2013年(平成25年)3月6日 一部改定
13. 2015年(平成27年)12月21日 一部改定
14. 2017年(平成29年)12月14日 一部改定
15. 2020年(令和2年)4月3日 一部改定